

# 防災管理マニュアル

平成 30 年度



学校法人神須学園  
神須学園高等学校

- 1.神須学園高等学校防災管理計画
- 2.防災学内組織
- 3.学校災害対策本部の組織
- 4.震災発生時の基本対応手順
- 5.地震発生時における具体的な対応事例
- 6.震災時における学校の対応基準(備品)
- 7.各担当活動内容
- 8.施設及び設備の安全点検
- 9.学校安全計画
- 10.避難場所

## 1.神須学園高等学校防災管理計画

### 防災管理にあたり

学校及び生徒・教職員の安全管理を第一として、自然災害や火災による事故の原因となる校内の施設・設備等の危険箇所を早期に発見し、それらの危険を直ちに処置し、その充実整備を図るとともに、災害の発生時及び事後に、適切な応急手当や安全な措置ができる体制を確立して、生徒の安全を確保する。また、被災後に心のケアに配慮したり、早期の授業再開を図る。

そのためには、学校安全計画及び危険等発生時の対応、災害発生に備えた安全管理、対応、発生後の対応などを適切に行なう。

危機管理の具体的な方法や教職員の役割等を明確にし、危機管理体制を確立する。これらを教職員、生徒、保護者に周知することで一体となった危機管理体制を築き、生徒の安全を守る意識を高めることに努めることとする。

日ごろからの防災教育と共に、定期的な見直し・改善を行う必要がある。

#### 1 初期対応

- ①煙・異臭・火炎を発見した時は、近くにいる教職員または職員室へ連絡し、初期消火をする。
- ②火災の連絡を受けたら、教職員は直ちに緊急放送を行うとともに、消防署に通報する。
- ③火災発生時の報告を受けたら直ちに発生場所に行き、延焼拡大防止を目的とした消火活動を行う。なお、消火器や消火栓は常に使用できるよう整備しておかなければならない。
- ④火災発生を知ったら直ちに授業を中止し、担当者が的確に指示する。その間、校内放送等での指示があればそれに従う。
- ⑤電源を切る。
- ⑥窓を閉め、火炎、有毒ガスの流入を防ぐ。

#### 2 避難訓練等

- ①日ごろから安全な避難経路を確保する。
- ②防災関連器具など所定の避難場所へ安全に避難できるかを確認する。
- ③授業中、休憩時間中、昼食等、様々な場面を想定した避難計画を立て、各場面について避難訓練を行う。
- ④スムーズに避難できるよう校舎内、周辺の整備、整理に努める。
- ⑤保護者と連絡方法、登下校時の対応、避難方法等について緊急時の対応を確認しておく。生徒の通学経路と時間の目安、経路上の避難場所等を学校と保護者とが把握し、緊急時の役割分担などを確認しておく。
- ⑥配慮を要する生徒への対応

疾病等のある生徒は、自分自身を守り避難するなどの行動をとる際、様々な困難が予想される。学校においては、一人ひとりの予想される困難を理解し、家族と連携しながら、必要な支援体制と対応計画、物品等の準備をする。

疾病等の生徒に対する防災教育は、各自の状況や疾病の状況を考慮して行い、指示に従い落ち着いて行動ができるように日ごろから指導しておくとともに、日常のさまざまな活動や交流を通して、生徒がお互いに協力する態度を身に付ける。

#### 3 生徒の心のケア

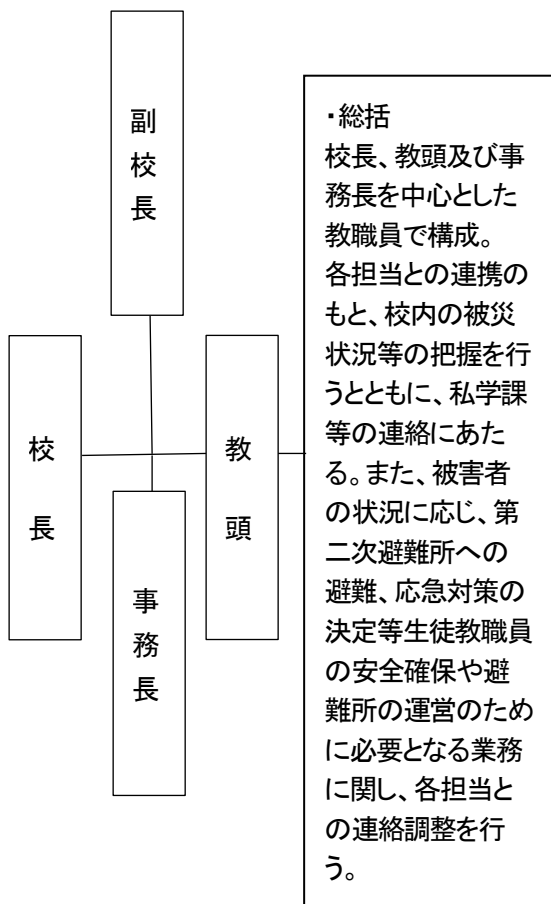
災害に遭遇した生徒は、心身に何らかの影響を受ける。災害直後から一ヶ月の間に、著しく重篤な一過性の症状が現れ、身体症状が表面化し、精神症状が生じてくる場合もある。

さらに、災害後一ヶ月以降に種々の精神症状が生じる場合を外傷後ストレス障害(PTSD)という。現れ方は多様で、症状の程度は生徒によって異なるが、日常の生活だけではなく、その後の成長や発達にも大きく影響する。そこで、適切な心のケアを早期に行うことが重要となり、日頃から生徒の様子に心がける。

## 2.防災学内組織

<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">対策本部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本部長:千代田校長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本部長代理:小池副校長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">補佐:畑名事務長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">副本部長:岡本教頭</td> </tr> </table>				対策本部		本部長:千代田校長		本部長代理:小池副校長		補佐:畑名事務長		副本部長:岡本教頭	
対策本部													
本部長:千代田校長													
本部長代理:小池副校長													
補佐:畑名事務長													
副本部長:岡本教頭													
			<table border="1"> <tr> <td>連絡</td> </tr> <tr> <td>大工晴</td> </tr> <tr> <td>小西</td> </tr> </table>	連絡	大工晴	小西							
連絡													
大工晴													
小西													
本館	避難誘導	安全点検・消火	救護										
	大工 北山	吉田 丸橋	新屋 坪倉										
	5F	岡本	岡本										
	4F	北山	松村										
	3F	吉田	丸橋										
	2F	大工	坪倉										
	1F	大工晴	近藤										
	2号館												
	体育室	北山	松村										
	101	吉田	近藤										
102	丸橋	近藤											
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>応急復旧</td> <td>大工・吉田</td> </tr> </table>		応急復旧	大工・吉田										
応急復旧	大工・吉田												
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>避難支援</td> <td>北山・丸橋 松村・坪倉</td> </tr> </table>		避難支援	北山・丸橋 松村・坪倉										
避難支援	北山・丸橋 松村・坪倉												
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">新屋（保健室）</td> </tr> </table>				新屋（保健室）									
新屋（保健室）													

### 3.学校災害対策本部の組織



・避難誘導	地震の揺れが収まった直後直ちに活動を開始し、生徒・教職員の安否確認、負傷者の有無及びその規模の推定を行うとともに、避難の必要性を判断し、避難誘導を行う。また、クラス全員の安否を確認し、総括に報告する。安全確認した生徒は安全連絡によりチェックする。特に教職員間の密接な連携のもとに行動する必要がある。
・消火点検	校内や近隣の巡視を行うほか、被害状況を点検し、安全を確認するとともに、二次避難場所及び避難路を確保する。また、出火防止活動に努めるとともに、火災が発生した場合は初期消火活動を行う。このほか、二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。
・救護	養護教諭及び救命・救急経験者等で組織。特に救護、安否確認、避難誘導担当は緊密に連携をとり、負傷した生徒・教職員や場合によっては負傷者の保護に努め、必要に応じて非常救護所や病院等の専門医療機関と連携をとる。
・連絡	生徒の保護者への引き渡しを安全・確実に実施する。その際、引き渡す相手が生徒の保護者又はその代理であることの確認と、どの教員が立ち会ったのか記録が必要である。
・応急復旧	学内の応急復旧に必要な機材、生徒へ食料、寝具等の調達、管理に当たる。特に応急教育再開に際し、生徒が教科書、学用品等を滅失した場合の対応に当たる。
・避難支援	在校している生徒の安全の確保を図る。

#### 4.震災発生時の基本対応手順

生徒の安全確保	○的確な指示(頭部の保護・机の下等への避難・机の脚を両手でしっかり押さえる、その場を動かない等、配慮を要する生徒への対応)【授業担当】
	○火災等二次災害の防止、脱出口の確保【授業担当、教頭等・事務長】
	○負傷者の確認【授業担当】
避難場所の決定と指示	○避難場所・避難経路の安全確認【授業担当→教頭等】
	○全校避難指示【校長・教頭等→校内放送(停電時は各教室へ直接伝令)】
指示された場所へ避難	○的確な指示(頭部の保護・(おさない)(はしらない)(しゃべらない)(もどらない)【授業担当】
	○教職員の連携(誘導・負傷者搬送等)【担当教員・養護教諭・事務職員】
	○生徒名簿の携帯 各担当者
避難後の安全確認	○人員の確認と安否確認【生徒→担任→教頭等→校長】
	○負傷者の確認と応急処置・関係機関への連絡【養護教諭】
	○生徒の不安への対処【養護教諭→教頭等】
生徒の安全確保	○教職員各自の役割確認と校長の業務指示
校舎外避難所での対応	○生徒の不安への対処・安全確保(全体が見渡せるように生徒のそばにいて、勝手な行動をとらないよう指示)
被害状況の把握	○学校施設・通学路等の点検、外観上の安全確認、危険箇所の確認
災害情報の収集	○報道機関から地震の規模・余震の可能性と災害情報の収集規模等の二次災害の危険性等の情報収集
	○地域や校区の被害状況・危険箇所等の関係機関への連絡
私学課への報告	○被害状況・その他学校内外の指示事項の確認・その他の情報収集状況に応じた臨時休校措置
外部との対応	○保護者・親類・知人・報道機関等からの照会対応、近隣学校・校種間連携ネットワークの確立(近隣で支援し合えることはないか情報交換)
校舎外の対応 保護者連絡等	○生徒の校舎外避難後の対応決定(生徒を保護者に引渡す場合の連絡方法を定め、学校と保護者との共通理解を図る。)

## 5.地震発生時における具体的な対応事例

### 学校内

具体的な事例	教職員の対応例	生徒の対応
<p>○天井・壁等が割れたり、落ちたりする。本棚・ロッカー等転倒する。蛍光灯・時計等が落下したり、時にはテレビも2～3 m 飛んだりする。</p> <p>○生徒が不安や恐怖で泣き叫び、教職員の指示が行き届かなくなる。また、恐怖のあまり全く動けなくなったり、失禁したりする。自分勝手に行動し始め、パニック状態になる。</p> <p>○教職員自身が負傷し、動けなくなる。</p>	<p>【ゆれている時】</p> <p>○「机の下に潜れ！」「机の脚を持って！」「大丈夫。先生もここにいる。」</p> <p>○「外へ飛び出すな！」※脱出口を1箇所以上確保する。</p> <p>【避難する時】</p> <p>○「ケガ人はいないか。」※負傷者の有無を確認し、応急処置を行う。</p> <p>○「座布団や本などで頭を守れ！」</p> <p>○「あわてないで、避難しろ！」</p> <p>※生徒に対して、適切な避難経路を指示した上で先導する。(隣のクラスと連携して、先頭・最後尾に教職員がつくようにする。)※出席簿・地区別名簿等の必要なものを携行し、人数を確認する</p>	<p>【ゆれている時】</p> <p>○机の下に潜って、机の脚をしっかり持つ。</p> <p>○身を隠すところがない場合は、座布団や身近にあるカバン・本等で頭を覆い、出来るだけ低い姿勢をとる。</p> <p>【避難する時】</p> <p>○教員の指示に従い、「お」「は」「し」「も」を守る。※「お」(おさない)「は」(はしらない)「し」(しゃべらない)「も」(もどらない)</p> <p>○座布団等で頭を覆い、上履きのまま、避難所へ行く。</p> <p>○煙が発生している場合は、ハンカチ等で鼻・口を覆い、避難する。</p> <p>○クラスごとに整列する。</p> <p>○勝手に家に帰らない。</p> <p>○担当教員が不在の場合は、近くの教職員の指示に従う。</p>

### 特別活動時の対応

予想される状況	教職員の対応	生徒の対応
<p>○車両の脱線・転覆、高速道路の崩壊、建物の外壁・かわら・ネオンサイン等の落下、看板・ブロック塀等の倒壊、ガラスの破片の飛散、電線の垂下がり、歩道橋の落下、ガソリンスタンド・自動車の爆発等による危険が起こる。</p> <p>○海岸では、津波・河川の堤防の決壊、低地では浸水による水害、埋め立て地では液状化による建物の崩壊、山間部の崖崩れ等が起こる。</p> <p>○地理不案内による不安やデマ等に惑わされたりして、心理的な動揺を起こしやすい。</p>	<p>○屋内・野外にいた場合は、危険物から遠ざけて集合させる。</p> <p>○人員の確認・把握を行い、引率責任者と十分連携を図る。</p> <p>○交通機関利用時については係員の指示に従い協力して誘導にあたる。</p> <p>また、列車・バス等の乗車中は、非常コック・非常ドアを確認し、脱出口を確保する。※事前に遠足先の状況や避難所の確認をしておくことが大切である。 ※放送・メガホン等の使用、あるいは直接各室へ通報し、避難の方法を明確に指示する。</p>	<p>○教職員から離れず、集団で行動する。</p> <p>○電車・バス等に乗車中は車掌・運転手・職員等の指示に従う。</p> <p>○落下物から身を守る。</p> <p>○狭い場所や道路では、落下・倒壊物に注意し、素早く広い場所に出る。</p> <p>○倒壊現場・火災現場から離れる。できるだけ早く高台へ避難する。</p> <p>○その他の場所においても、被災のおそれがある所からできるだけ速やかに遠ざかる。</p> <p>○避難経路・避難場所・宿舍の周囲の状況を明確に理解しておく。</p>

<p>○火気使用中は、火災発生のおそれがある。</p> <p>○生徒にとって、不慣れな土地であるので、不安や恐怖が強く心理的動揺をきたし、混乱が起こりやすい。特に夜間においては、一層不安や恐怖心が高まる。</p>	<p>【ゆれている時】</p> <p>○「外に出るな！」</p> <p>○「机の下に潜れ！」</p> <p>【ゆれがおさまった時】</p> <p>○「慌てずに、静かに ◎◎に避難・集合しなさい！」</p> <p>※宿舎において、万一の場合を想定した避難の方法を必ず指導する。</p> <p>○津波に対しては、すみやかな対応が必要である。</p>	<p>○室内で身の安全を守るための方法を工夫する。机の下に潜る、ベッドの下に潜る、布団で頭部を守る等。</p> <p>○教員のいないときは、班長の指示で協力して集団で行動する。</p> <p>○避難行動は、指導者の指示により行い、自分勝手な行動はとらない。「お」「は」「し」「も」を守る。</p> <p>○避難場所に到着したら、班長は人員を確認して、教員に報告する。</p> <p>○屋外に出たら勝手に室内に戻らない。</p> <p>○高台に避難する。</p>
--	--	--

#### 6.震災時における学校の対応基準(備品)

災害の程度	管理職	教職員	生徒動き
<p>・原則として震度5弱以上の揺れが、学校所在の市町村で観測された場合</p>	<p>・学校災害対策本部の設置※本部長は校長、副本部長は教頭、本部長補佐は事務長</p> <p>・授業継続又は打ち切りの判断</p> <p>・関係機関へ状況報告</p>	<p>・生徒への避難指示</p> <p>・震災の情報収集</p> <p>・交通機関運行状況の確認・安全確認</p> <p>・被害調査</p>	<p>・指示を受け、安全所へ避難</p> <p>・授業継続又は安全確認後下校指示</p>

災害の程度	管理職	教職員	生徒動き
<p>地震警戒宣言の発令</p>	<p>・全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。</p> <p>・警戒解除宣言が発令されるまでの間、休校とする。</p> <p>・地震が発生した場合は、上記の基準に準じて対応する。校長の指示により、直ちに帰宅する。</p> <p>・夜間・休日の参集については、災害の程度により管理職または教職員が参集する。</p>		<p>・指示を受け、直ちに帰宅する。</p>



頭部を保護	□ヘルメット
停電時・救助・避難	□懐中電灯 □携帯電話
情報収集	□携帯ラジオ □携帯テレビ(ワンセグ) □乾電池
避難行動時	□マスターキー □手袋(軍手) □雨具□スリッパ
非難時	□飲料水 □食料 □テント □ビニールシート □バケツ □暖房器具 □使い捨てカイロ □電子ライター□タオル □衛生用品 □紙コップ や紙皿
救護関係	□AED □医薬品類 □携帯用救急セット □懐中電灯 □ガーゼ・包帯・予備薬・器具等 □マスク □アルコール □担架

## 7.各担当活動内容

	主な活動内容	事前の準備
本部長・副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内の災害状況の把握</li> <li>○対策の決定、指示</li> <li>○生徒、教職員の安全確保</li> <li>○各班との連絡調整</li> <li>○非常時持出し書類の搬出</li> <li>○市町村教育委員会及び市町村防災担当課との連絡調整(必要物資要求等)</li> <li>○地域防災拠点としての運営支援</li> <li>○災害対策本部用日誌への記録</li> <li>○必要物資の要求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研修会の実施、日常の確認・点検</li> <li>○持出し書類、物品の確認</li> <li>○市町村教育委員会、市町村防災担当課、地域防災担当者との確認</li> <li>○災害対策本部用日誌</li> <li>○校内略地図(電源・電気、水道、ガス配線)</li> <li>○報道対応準備</li> <li>○学校災害対応マニュアル</li> <li>○学校施設配置図</li> <li>○ラジオ・懐中電灯・携帯電話</li> </ul>

避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒の安全確保</li> <li>○負傷者の有無の確認</li> <li>○一次避難場所への避難誘導・整列指示</li> <li>○生徒・教職員の安否確認</li> <li>○名簿による確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事前の避難経路確認、指定</li> <li>○避難経路図作成(複数)</li> <li>○校内避難経路矢印表示</li> <li>○確認名簿(クラス出席簿)</li> </ul>
消火点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>○火災があった場合の初期消火</li> <li>○校内被害状況点検・整備</li> <li>○二次災害危険防止の措置</li> <li>○二次避難場所への経路確認・確保</li> <li>○非常持出し品の搬出</li> <li>○点検結果の記録</li> <li>○常に複数での行動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的な安全点検の実施</li> <li>○消火用具の準備・管理</li> <li>○二次避難場所対策</li> <li>○損害調査リスト</li> <li>○消火器</li> <li>○工具セット・ラジオ・雨合羽・長靴</li> <li>○学校施設配置図</li> <li>○防災施設配置図</li> </ul>
救護	○複数チーム編成による活動	○校内略地図

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○負傷者の搬出・救命</li> <li>○行方不明者の搜索</li> <li>○応急手当の実施</li> <li>○応急手当の記録</li> <li>○負傷者の保護</li> <li>○負傷者の緊急・優先度の指定</li> <li>○医療機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マスク・毛布・担架</li> <li>○応急手当用備品確保・管理</li> <li>○記録用紙</li> <li>○AED・担架・毛布等</li> </ul>
連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防署</li> <li>○警察署</li> <li>○保護者への情報発信</li> <li>○大阪府教育庁</li> <li>○校医・医療機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○確認名簿（出席簿）</li> <li>○生徒状況</li> <li>○校舎確認</li> </ul>
応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設等の構造的被害状況の把握</li> <li>○危険箇所の処理</li> <li>○危険箇所の立入禁止表示</li> <li>○授業教室の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○復旧に必要な機材、用具の確保・管理</li> <li>○校内略地図（電源・電気、水道、ガス配線）</li> <li>○被害調査票</li> <li>○危険標識・立入禁止標識</li> <li>○ヘルメット</li> <li>○ロープ</li> </ul>

#### 報告

大阪府教育庁	児童生徒等の避難状況、児童生徒等及び教職員の被災状況、学校被災状況
警察署	通学路の安全確保要請、犯罪・盗難に対する警戒警備
消防署	救命救急の要請、火災の発生状況、消火要請、水利状況、救出方法、消火方法
保健所	衛生状況の報告、衛生管理の要請
保護者	連絡網による協力要請、通学路の安全確保、残留児童生徒等の保護方法、児童生徒等の引渡し方法、帰宅方法、緊急連絡事項
校医・医療機関	生徒等の被災状況、受け入れ、治療要請などの医療対応の要請

## 8.施設及び設備の安全点検

校舎内施設・設備 判定	
教室廊下等	
1 放送設備(スピーカー、モニターテレビ)が、動かないようにしっかり固定されているか。	
2 天井のボード類、照明器具の留め具や蛍光管に緩みや破損はないか。	
3 収納戸棚や書架、ロッカーは壁面や床面にしっかり固定しているか。	
4 棚の上に落下しやすいものを置いてないか。	
5 窓ガラスに破損はないか。	
図書室	
1 書架を固定しているか。	
2 書架と書架を連結したり壁面や床面に固定したりするなど転倒防止措置をしているか。	
3 可動式書架にストッパーがあるか。	
校舎外	
1 校舎外壁にひび割れや歪みはないか。	
2 門扉や囲障にひび割れや傾きなど倒壊の兆候はないか。	
3 敷地内の自転車、備品は転倒・移動防止の措置がとられているか。	
4 看板の取り付けは異常ないか。	
5 灯油やガソリン等危険物は、流れ込んだり引火してしないか、その他適切に保管されているか。	
避難経路	
1 校舎棟からの非常出入口は確保されているか。(周囲にもものがない、扉がスムーズに開く)	
2 非常階段は安全に使えるか。(手すりなど)	
3 避難場所への経路は確保されているか。	
防災体制	
1 防災訓練に、消防署の防災担当者が参加しているか。	
2 防災訓練に、地域の防災担当者が参加しているか。	
3 保護者への緊急メールは、全員にもれなく配信されるか。(正常に動作するか)	



## 10.避難場所

岸和田市野田町1丁目

